

令和 8 年度

議案書

令和 8 年 8 月 2 4 日

五條市地域公共交通会議

報第 1 号

次期五條市地域公共交通計画（案）の進捗について

次のとおり次期五條市地域公共交通計画（案）の進捗について、五條市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 報告

五條市地域公共交通会議会長 福塚 勝彦

記

次期五條市地域公共交通計画（案）の進捗について、資料 1 のとおり報告する。

議第 1 号

交通空白解消事業 実証運行の実施（案）について

次のとおり交通空白解消事業 実証運行の実施（案）について、五條市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

五條市地域公共交通会議会長 福塚 勝彦

記

- ・交通空白解消事業 実証運行の実施（案）を別紙 1 のとおりとする。

提案理由 交通空白解消事業としてゴーちゃんタクシーの改善や西吉野地区の公共交通網の再編に向け取り組んできたが、令和 8 年 10 月 1 日から実証運行を行うにあたり、運行形態等について協議を行う必要があるため。

議第 2 号

五條市地域公共交通計画の変更（案）について

次のとおり五條市地域公共交通計画の変更（案）について、五條市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

五條市地域公共交通会議会長 福塚 勝彦

記

- ・五條市地域公共交通計画の変更（案）を別紙 2 のとおりとする。

提案理由 五条駅前バスターミナル建設及び令和 8 年 10 月からの実証運行開始に伴い、現行の五條市地域公共交通計画の記載内容に変更が必要なため。

議第 3 号

五條市地域公共交通利便増進実施計画の変更認定申請（案）について

次のとおり五條市地域公共交通利便増進実施計画の変更認定申請（案）について、五條市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

五條市地域公共交通会議会長 福塚 勝彦

記

- ・五條市地域公共交通利便増進実施計画の変更認定申請（案）を別紙 3 のとおりとする。

提案理由 五条駅前バスターミナル建設及び令和 8 年 10 月からの実証運行開始に伴い、現行の五條市地域公共交通利便増進実施計画の記載内容に変更が必要なため。